

2-2 指定混合肥料生産業者届出書の変更・廃止手続きについて

指定混合肥料生産業者届出書の届出事項に変更が生じた場合やその事業を廃止した場合は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年5月1日法律第127号。以下「法」という。）第16条の2の規定により、その日から2週間以内に知事への届出が必要です。

※必要な手続きの一例

届出の種類		開始届	変更届	廃止届
1	別銘柄の肥料の生産を開始するとき	○		
2-1	(指定配合肥料・指定化成肥料の場合)保証分量を変更するとき	○		
2-2	(特殊肥料等入り指定混合肥料・土壌改良資材入り指定混合肥料の場合)原料の種類を変更するとき	○		
2-3	(特殊肥料等入り指定混合肥料・土壌改良資材入り指定混合肥料の場合)原料等の配合割合を一定の範囲※を超えて変更するとき ※ 重量ベースで上下10%の許容差をいう ただし、普通肥料、特殊肥料それぞれの中身の内訳割合の変更は不問	○		
2-4	(特殊肥料等入り指定混合肥料・土壌改良資材入り指定混合肥料の場合)指定混合肥料の区分(指定配合・指定化成肥料、特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料)を変更するとき		○	
3	届出者の住所が変わったとき		○	
4	法人の名称や代表者が変わったとき		○	
5	肥料の名称・生産方法・原料等を変更したとき		○	
6	肥料生産事業所の名称や所在地が変わったとき		○	
7	保管する施設の所在地が変わったとき		○	
8	届出者が個人から法人に変わったとき	旧届出		○
	届出者が法人から個人に変わったとき	新届出	○	
9	届出者が個人から個人に変わったとき 例)任意組合等の代表者変更、相続による変更等	旧届出		○
		新届出	○	
10	肥料の生産をやめるとき			○

1 届出事項に変更が生じた場合

(1) 必要な書類

①指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書・・・・・・・・・・2部(正副)

②変更事項を示す書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

○届出者の氏名・住所の変更の場合

【個人】住民票の写し(県外に住所のある方)

※県内に住所のある方は不要

注意:個人の氏名変更は同一人物の変更に限り、任意組合の代表者変更や個人商店の事業相続等による、個人から個人への氏名変更の手続きはできないのでご注意ください。(現在の届出者氏名で廃止手続きを行い、新規届出者氏名で開始手続きを行うこと)。

【法人】全部事項証明書(発行から3カ月以内)

- 生産・保管場所の名称、所在地の変更の場合
 - ・生産・保管場所の新旧一覧表及び地図
- 生産工程、原料、配合割合等の変更の場合
 - ・生産工程の概要書（新旧）
 - ・成分分析証明書又は設計による成分値

③返送用封筒（要切手貼付、要宛名記載）・・・・・・・・・・ 1部

※返送書類は、1届出あたりA4用紙3～4枚程度

④遅延理由書（2週間以上届出が遅れた場合のみ）・・・・・・・・ 1部

※様式不問

⑤連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

※日中連絡が付き電話番号、FAX番号、メールアドレスを記入したもの

(2) 書類の保管

副本は、事業場に備え付けてください。

※複数の事業場を届け出た場合は、写しを各事業場に備え付けて下さい。

2 指定混合肥料生産事業を廃止する場合

(1) 必要な書類

①指定混合肥料生産事業廃止届出書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

②遅延理由書（2週間以上届出が遅れた場合のみ）・・・・・・・・ 1部

※様式不問

③連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

※日中連絡が付き電話番号、FAX番号、メールアドレスを記入したもの

(2) 書類の取扱い

提出された廃止届の返却は行いません。

受理した廃止届の写しが必要な場合は、返送用封筒を同封してください。

3 その他

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則(昭和25年9月20日山口県規則第93号の2)第5条の規定に基づき、毎年8月31日までに、その前年の7月1日からその年の6月30日までの間に購入、販売した当該肥料等の数量を報告する義務があります。

4 問い合わせ先

山口県庁 農林水産部 農業振興課 農業技術班

〒753-8501 山口市滝町1番1号

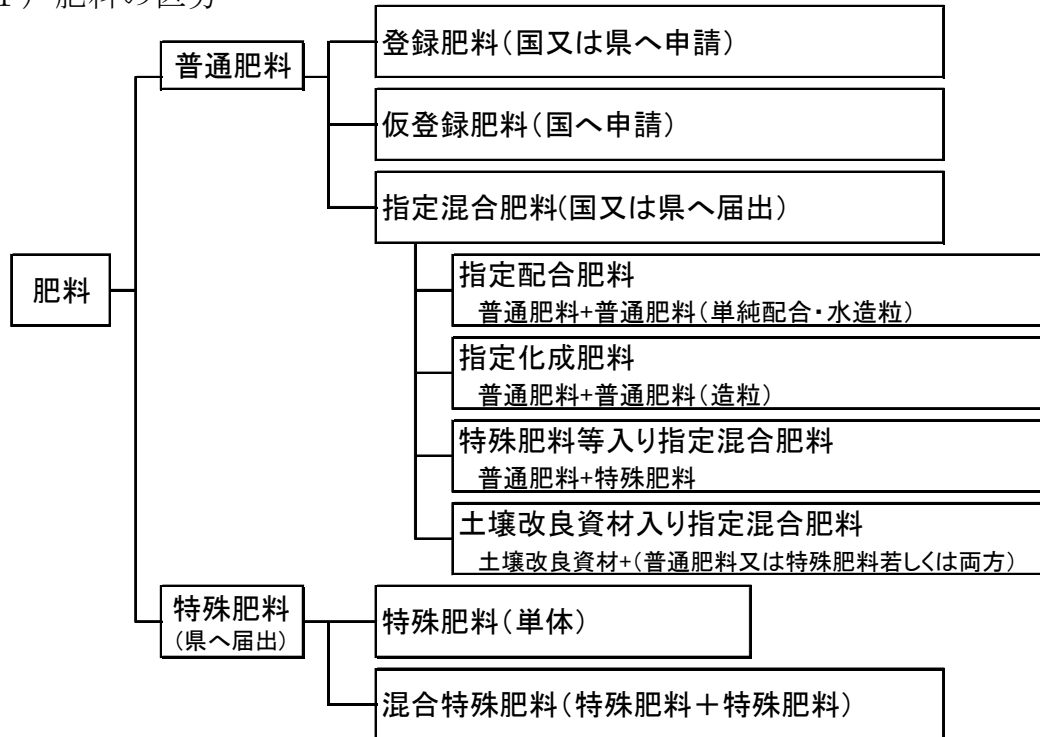
電話 (083) 933-3366

FAX (083) 933-3399

※申請書の下書きを事前にFAX等で送付いただければ、記載内容を確認してお答えします。

5 参 考

(1) 肥料の区分



(2) 届出単位

ア 成分保証を行う肥料

- 指定配合肥料 . . . 保証分量を変更する場合は新たな届出が必要
- 指定化成肥料 . . . 同上

イ 成分保証を行わない肥料

- 特殊肥料等入り指定混合肥料 . . . 原料等を変更する場合は新たな届出が必要
- 土壤改良資材入り指定混合肥料 . . . 同上

記入例

指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書

持参日又は
投函日を記入

／
令和〇年〇月〇日

知事の氏名を
記入

山口県知事 〇〇 〇〇 様

法人の場合は全部事項証明、個人の場合は住民票のとおり記入

法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入印する。名称は省略しない。
個人の場合は、氏名のみを記入する
※〇〇商店・△△組合等、任意組織の名称等は記入しない。

住所 山口県〇×市〇〇町△◆番地
氏名 株式会社 〇〇牧場
代表取締役 山口 県太郎

指定混合肥料生産業者届出書を届け出た
日を記入

さきに令和〇年〇月〇日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 16 条の 2 第 1 項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 3 項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日
令和〇〇年〇月△日

変更事項が生じた日を記入
※届出が 2 週間以上遅れた場合は、遅延理由書を添付（様式不問）

2 変更した事項
代表者の氏名
(新) 代表取締役 山口 県太郎
(旧) 代表取締役 山口 花子

・該当事項を新旧対照させて記入
・複数の場合は、列記又は別紙とし、一覧表を添付
【届出が必要な事項】
①氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
②肥料の名称
③混合する肥料の配合割合
④生産する事業場の名称及び所在地
⑤保管する施設の所在地

3 変更した理由
役員改選による

変更事項に応じ、
それぞれの理由を記入

記入例

指定混合肥料生産事業廃止届出書

持参日又は
投函日を記入

令和〇年〇月〇日

知事の氏名を
記入

山口県知事 〇〇 〇〇 様

法人の場合は登記簿謄（抄）本、個人の場合は
住民票のとおり記入

住所 山口県〇×市〇〇町△◆番地
氏名 株式会社〇〇牧場
代表取締役 山口 県太郎

法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記
入する。名称は省略しない。
個人の場合は、氏名のみを記入する
※〇〇商店・△△組合等、任意組織の名称等は
記入しない。

さきに令和〇年〇月〇日付で肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項の
規定により届け出た特殊肥料の生産（輸入）事業を下記のとおり廃止したので、同条第3
項の規定により届け出ます。

指定混合肥料生産業者届出書を**最初に**届け出た日を記入

記

- 1 廃止した年月日
令和〇年〇月〇日

指定混合肥料の生産事業を廃止した日を記入
※届出が2週間以上遅れた場合は、遅延理由書を添
付（様式不問）

- 2 生産していた指定混合肥料の名称
〇〇混合肥料

届け出ている指定混合肥料の名称を記載する。